

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）
 農林水産省

改正案	現行
<p>（従属業務等） 第三十五条（略）</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一 二十の四（略）</p> <p>二十の五 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業</p> <p>二十一～三十一（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務） 第三十七条 法第十一条の四十七第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 第三十五条第二項第一号から第二十号の五まで及び第二十六号に掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（従属業務等） 第三十五条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 二十の四（略） （新設）</p> <p>二十一～三十一（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務） 第三十七条（同上）</p> <p>一 第三十五条第二項第一号から第二十号の四まで及び第二十六号に掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p>

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^大蔵省^農農林水産省^令第二号）

改正案	現行
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について の同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を 含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条 の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四 号の六までに掲げる業務を除く。）とする。</p> <p>一～十三の三（略）</p> <p>十三の四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条 第一項に規定する電子債権記録業</p> <p>十四・十五（略）</p> <p>4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用す る場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす る（組合のために行う場合を含む。）。</p> <p>一～十七の五（略）</p> <p>十七の六 電子記録債権法第五十一条第一項に規定する電子債権記 録業</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～十三の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四・十五（略）</p> <p>4（同上）</p> <p>一～十七の五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十八～二十八（略）</p>

十八）二十八（略）

（連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三十条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二十六条第四項第一号から第十七号の六まで及び第二十三号に掲げる業務

二・三（略）

（連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三十条（同上）

一 第二十六条第四項第一号から第十七号の五まで及び第二十三号に掲げる業務

二・三（略）

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）
農林水産省

改正案

現行

<p>（従属業務等） 第九十七条（略）</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一 二十九の三（略）</p> <p>二十九の四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業</p> <p>三十～三十九（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務） 第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の四までに掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（従属業務等） 第九十七条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 二十九の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十～三十九（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務） 第九十九条（同上）</p> <p>一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p>
---	--